

資料

令和4年4月28日開催
第3回美瑛町議会臨時会資料

○条例の一部改正

議案第1号	美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	-----	1～3
議案第2号	美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について	-----	4～5
議案第3号	美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について	-----	6～7
議案第4号	美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について	-----	8～9
議案第5号	美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	-----	10～11

美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和3年8月に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」における「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に準拠し、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等を図るため、条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止する。
- (2) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定する。
 - ①妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認
 - ②勤務環境の整備

3 施行期日

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年4月28日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <hr/> <p>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ・ウ 【略】</p> <p>第2条の2～第18条 【略】 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 【略】 (1) 【略】 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任</p>	<p>第1条 【略】 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 【略】 (1)・(2) 【略】 (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 <u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u> <u>に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u> (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職に引き続き</u> <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 イ・ウ 【略】</p> <p>第2条の2～第18条 【略】 (部分休業をすることができない職員)</p> <p>第19条 【略】 (1) 【略】 (2) 次のいずれにも該当する <u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任</u></p>

○美瑛町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

令和4年4月28日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <hr/> <p>—</p> <hr/> <p>第20条～第22条 【略】 (妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p> <p>第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</p> <p>(勤務環境の整備に関する措置)</p> <p>第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</p> <p>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</p> <p>(施行規定)</p> <p>第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>用短時間勤務職員等」という。)を除く。)</p> <p>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p>第20条～第22条 【略】</p> <p>(施行規定)</p> <p>第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附 則 【略】</p>

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

民間の支給割合との較差を基に改定

(1) 期末手当（特別職の職員の給与等に関する条例第2条関係）

公務の支給月数と民間の支給割合の較差を基に0.15月分引き下げる。

4.45月分 ⇒ 4.30月分

施行年度	6月期	12月期
令和4年度 (公布の日から施行)	100分の215 (現行100分の222.5)	100分の215 (現行100分の222.5)

(2) 令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月に支給する期末手当から減額する調整を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

令和4年4月28日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (給与)</p> <p>第2条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する町長等に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した町長等にあつては退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の215</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条・第4条 【略】 附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (給与)</p> <p>第2条 【略】 2・3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する町長等に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した町長等にあつては退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条・第4条 【略】 附則 【略】</p>

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

民間の支給割合との較差を基に改定

(1) 期末手当（教育委員会教育長の給与等に関する条例第2条関係）

公務の支給月数と民間の支給割合の較差を基に0.15月分引き下げる。

4.45月分 ⇒ 4.30月分

施行年度	6月期	12月期
令和4年度 (公布の日から施行)	100分の215 (現行100分の222.5)	100分の215 (現行100分の222.5)

(2) 令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月に支給する期末手当から減額する調整を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表

令和4年4月28日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (給与)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した教育長にあっては、退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の215</u>、12月に支給する場合には<u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (給与)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2・3 【略】</p> <p>4 期末手当の額は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に対して、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した教育長にあっては、退職し又は死亡した日現在）における期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 【略】</p> <p>5 【略】</p> <p>第3条～第6条 【略】</p> <p>附則 【略】</p>

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

民間の支給割合との較差を基に改定

(1) 期末・勤勉手当（給与条例第19条・第20条関係）

公務の支給月数と民間の支給割合との較差を基に0.15月分引き下げる。

4.45月分 ⇒ 4.30月分（期末手当の支給月数に反映）

施行年度		6月期	12月期
令和4年度 (公布の日 から施行)	期末手当	100分の120 (現行100分の127.5)	100分の120 (現行100分の127.5)
	勤勉手当	100分の95 (改定なし)	100分の95 (改定なし)

※再任用職員についても0.1月分引き下げる。

令和4年度以降 6、12月期 100分の67.5（現行100分の72.5）

(2) 令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月に支給する期末手当から減額する調整を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和4年4月28日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第18条の5 【略】 (期末手当) 第19条 【略】 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>、12月に支給する場合には<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 【略】 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。 4～6 【略】 第19条の2～第25条 【略】 附 則 【略】</p>	<p>第1条～第18条の5 【略】 (期末手当) 第19条 【略】 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 【略】 3 再任用職員に対する前項の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 【略】 第19条の2～第25条 【略】 附 則 【略】</p>

美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正要旨

1 改正の要旨

期末手当の支給月数は、令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し職員と同じ支給月数に引き下がるが、令和3年度の引下げに相当する額については、会計年度任用職員制度の主旨に鑑みて、減額調整を行わないよう条例の一部を改正する。

2 改正の概要

美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年美瑛町条例第 号）に基づく令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を適用しないよう規定する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

令和4年4月28日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第32条 【略】 附 則 1～9 【略】 <u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外)</u> 10 第14条及び第24条の規定にかかわらず、美瑛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年美瑛町条例第号）附則第2項の規定は、適用しない。</p>	<p>第1条～第32条 【略】 附 則 1～9 【略】</p>

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
要旨

1 改正の要旨

令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、議員の期末手当の改定を実施するため、以下のとおり条例の一部を改正する。

2 改正の概要

民間の支給割合との較差を基に改定

- (1) 期末手当（美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条関係）

公務の支給月数と民間の支給割合の較差を基に0.15月分引き下げる。

4.45月分 ⇒ 4.30月分

施行年度	6月期	12月期
令和4年度 (公布の日から施行)	100分の215 (現行100分の222.5)	100分の215 (現行100分の222.5)

- (2) 令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月に支給する期末手当から減額する調整を行う。

3 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

令和4年4月28日
第3回美瑛町議会臨時会資料

新	旧
<p>第1条～第4条 【略】 (期末手当)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議会議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計に6月に支給する場合においては<u>100分の215</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の215</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>	<p>第1条～第4条 【略】 (期末手当)</p> <p>第5条 【略】</p> <p>2 前項の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において、議会議員が受けるべき報酬月額及びその報酬月額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計に6月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p> <p>附 則 【略】</p>